

## 広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画中間見直しの方針について（案）

## ■ 広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画中間見直しの概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないとされており、本市では、平成27年3月に、一般廃棄物処理計画である「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。

本計画は、計画期間を10年間と定め、令和6年度を最終目標年次として具体的な減量目標を掲げ、ごみ減量などを進めるための施策に取り組んできた。

令和元年度を中間目標年度とし、これまで減量目標の達成に向けた様々な取組を進め、一定の成果をあげてきた。しかし、近年、下げ止まりの傾向が見られるため、より一層、食品ロスやプラスチックごみの削減、分別徹底の推進など、ごみ減量やリサイクルに向けた取組の推進が必要である。

そこで、前期計画期間における施策の実施状況や目標の達成状況の検証を行い、国の廃棄物政策や国際社会の動向を踏まえたうえで、既存施策の見直しや新規施策を盛り込むことなどにより、目標の達成に向けて着実にごみ減量やリサイクルを進めるため、本計画の中間見直しを行うこととした。

なお、計画期間の中間年度である令和元年度において、「ごみ処理に関する総合的な取組の推進」を行政経営改革の観点で検討することとしたこと、国が令和元年度末に「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」を示すこととなったことにより、これらを反映させた改定内容とする必要が生じたため、中間見直しは令和2年度に実施することとした。

## ■ 現計画の基本的事項

- (1) 計画期間： 平成27年度～令和6年度  
 〔前期： 平成27年度～令和元年度（中間目標年度）〕  
 〔後期： 令和2年度～令和6年度（最終目標年度）〕

## (2) 基本理念・基本方針

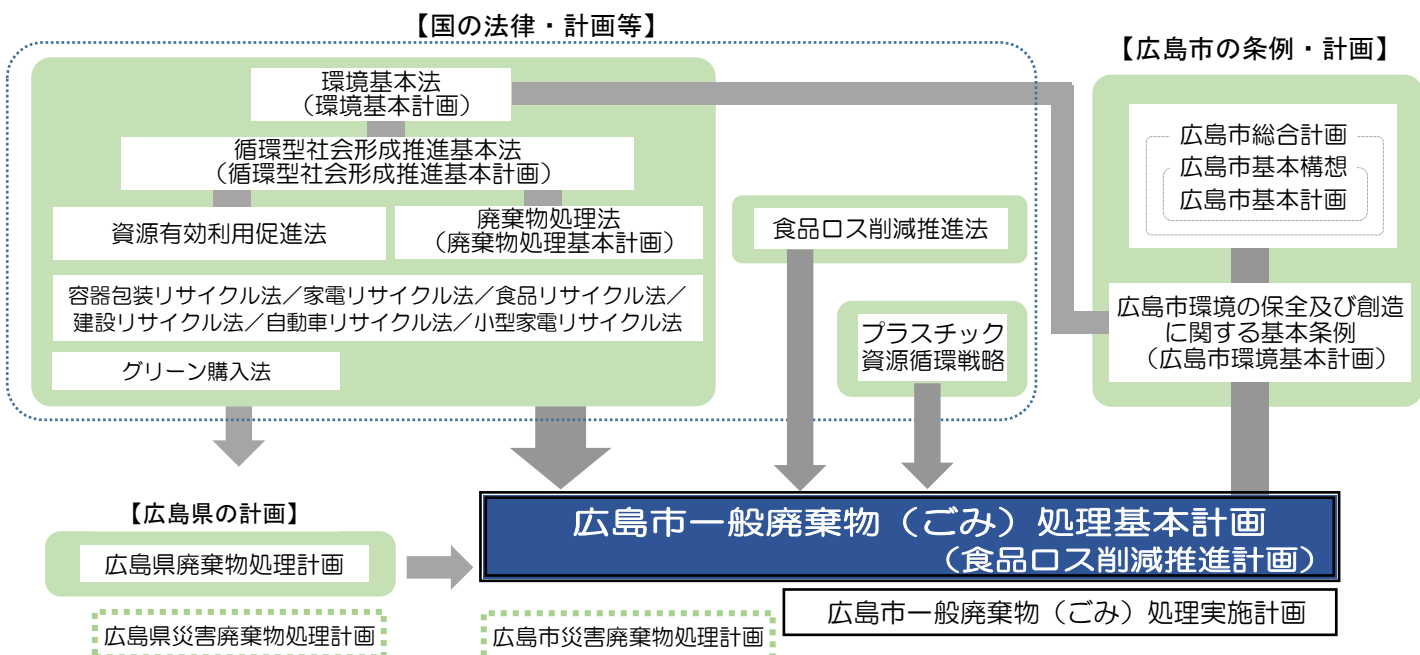
【基本理念】	【基本方針】
『ゼロエミッションシティ広島の実現』	1 市民・事業者・行政が一体となったごみの減量とリサイクルの推進 2 安定的なごみ処理体制の確保 3 分別区分・収集運搬体制の再構築 4 コストの削減 5 ごみのないきれいなまちづくりの推進

## (3) 減量目標

最終目標年度 令和6年度	減量目標① 排出量		減量目標② 焼却量	減量目標③ 埋立量
	1人1日当たりごみ排出量を 785g/人日に	総排出量 337,000 t/年に	285,000 t/年に	40,000 t/年に

## ■ 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の規定に基づき策定したものであり、国の法律・計画や広島県の「広島県廃棄物処理計画」、本市の「広島市総合計画」、「広島市環境基本計画」等との整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、本市における一般廃棄物処理を計画的に推進するための方針を示している。



## ■ 改定方針

- (1) 基本理念及び基本方針は現行計画を継承する。  
 (2) 目標の達成状況及び各施策の実施状況を評価し、必要な見直しや新たな施策の追加等を行う。  
 <追加する新たな施策>  
 ・ ペットボトル等のリサイクル率向上（ペットボトル・リサイクルプラのリサイクル率の向上を図るため、不適物の除去や適正な分別を推進するための新たな方策を講じる。）  
 ・ 大型ごみ受入体制の改善（大型ごみの自己搬入について、交通渋滞の発生抑制と土日・祝日での受入れなどの市民ニーズの対応の両方が可能となる方策を講じる。）  
 ・ 資源ごみ持ち去りの防止（県警と連携して資源ごみ持ち去り行為の防止を図る。）  
 ・ ごみ出し支援の推進（福祉部門と連携して、高齢者や障害者を対象としたごみ出し支援を検討する。）  
 <見直し>  
 ・ 「第5章 行動計画」の施策展開について、市民・事業者にとって分かりやすい施策とするため、家庭ごみ対策、事業ごみ対策等の項目別に各主体が取り組む内容を整理する。
- (3) 現行計画策定後に本市のごみ処理に関して変更となった点等を反映させる。

- ① 令和2年度から実施した事業ごみの区分変更（「プラスチックごみ」追加：「可燃ごみ・不燃ごみ」→「可燃ごみ・プラスチックごみ・不燃ごみ」）を反映させる。  
 ② 南工場の建替え計画（令和10年度稼働開始）を反映させる。  
 令和元年度から実施している中工場の大規模改修工事を反映させる。  
 ③ 玖谷埋立地の埋立終了年度及び恵下埋立地の埋立開始年度の変更を反映させる。  
 ④ 「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき国が示した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、都道府県及び市町村が定めるよう努めるべきとされた「食品ロス削減推進計画」を当計画の中に位置付ける。

- 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月施行）
- 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月策定）

- ⑤ 「持続可能な開発目標（SDGs）」を本計画に掲げる各施策に関連付け、各施策を着実に推進する。  
 <関連付けるSDGs>



- ⑥ 「第四次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環戦略」など、廃棄物処理施策に関する国の動向を踏まえて改定する。

- 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月策定）
- プラスチック資源循環戦略（令和元年5月策定）

## ■ 中間見直しのスケジュール

